

令和5年（行コ）第205号 保護変更決定処分取消請求控訴事件の判決について

1 概要

A氏は、処分庁である旧南区福祉事務所において生活保護を受給していたが、処分庁は平成26年4月分の生活保護費の支給に当たり、厚生労働省が定めた基準による生活保護変更決定処分をした。

この処分を不服としたA氏は、審査請求及び再審査請求を経た上で、平成27年7月9日に、浜松市を被告とした訴状を静岡地方裁判所に提出した。（以下「第1事件」という。）

B氏は、処分庁である旧中区福祉事務所において生活保護を受給していたが、処分庁は平成27年4月分の生活保護費の支給に当たり、厚生労働省が定めた基準による生活保護変更決定処分をした。

この処分を不服としたB氏は、審査請求及び再審査請求を経た上で、平成28年3月7日に、浜松市を被告とした訴状を静岡地方裁判所に提出した。（以下「第2事件」という。）

同年7月7日、第1事件における第3回口頭弁論にて、第1事件及び第2事件の訴えは併合され、本市のほか、静岡市、袋井市及び掛川市を被告（以下「被告ら」という。）とした集団訴訟として並行審理が続けられることとなったが、令和5年5月30日、静岡地方裁判所は、A氏及びB氏の訴えを認める判決を下した。（※令和5年6月19日の厚生保健委員会において報告済）

令和5年6月12日、本市を含む被告らは、上記の判決を不服として東京高等裁判所に控訴したが、令和8年7月8日、東京高等裁判所は、被告らの訴えを棄却したものである。

（1）控訴人 浜松市、静岡市、袋井市及び掛川市

（2）被控訴人 浜松市中央区のA氏ほか4名（※B氏は死亡により訴訟終了）

（3）判決日 令和8年7月8日

2 判決

主文は以下のとおり。

- 1 控訴人らの本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

3 今後の対応

今回の判決は、令和7年6月27日の最高裁判決に準じた内容であることや、最高裁判決を踏まえて国が全国の生活保護受給者に対する追加給付を進めている状況を鑑み、上訴しないこととしたため、本事件は終了した。